

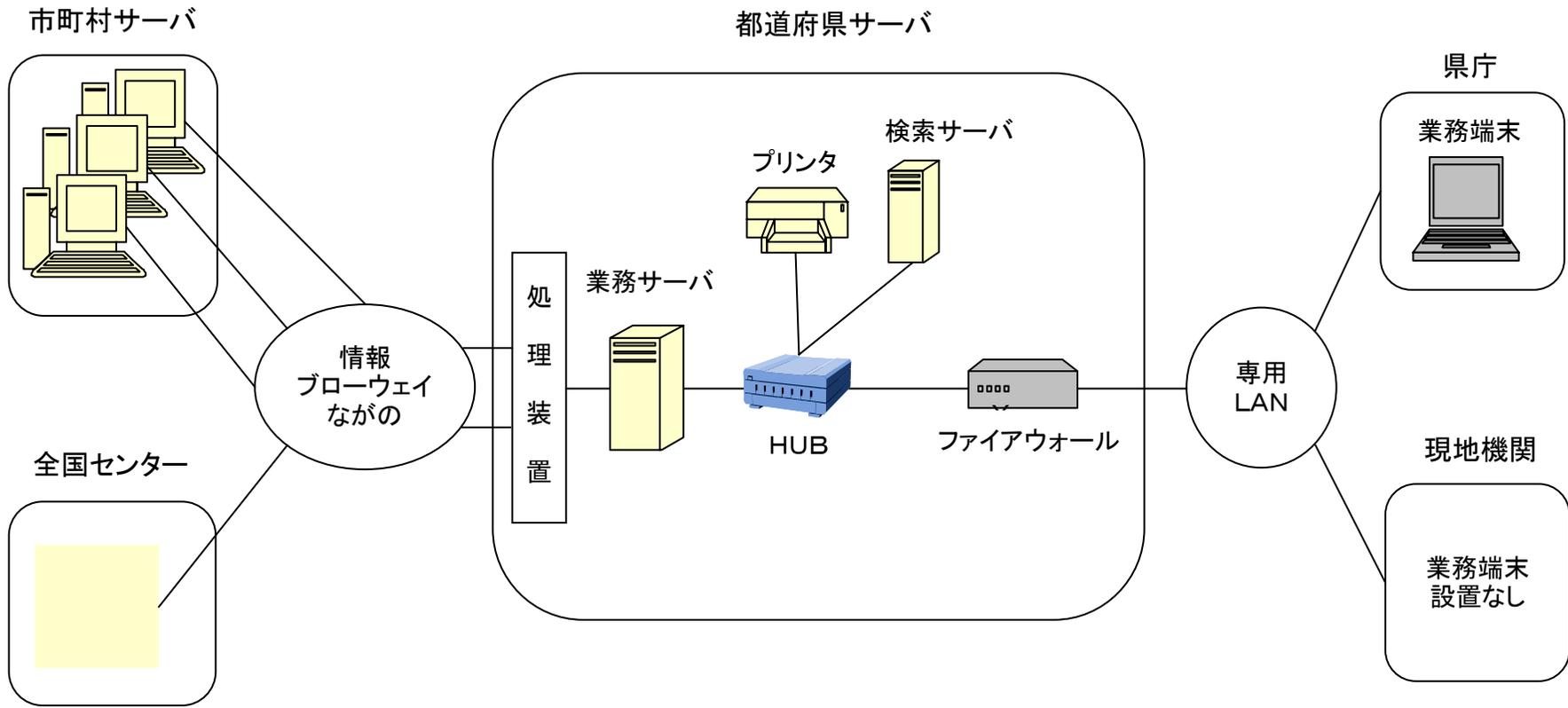
住民基本台帳ネットワークの県事務利用について

◎ 利用予定法律数及び開始時期

	法律数（事務数）
住民基本台帳法上、利用可能な法律数	32 法律 （68 事務）
長野県が利用予定の法律数	6 法律 （18 事務）
平成 19 年度に利用開始予定の法律数	5 法律 （13 事務）
平成 20 年度に利用開始予定の法律数	1 法律 （5 事務）

- | | |
|---|---------|
| (1) 長野県における住基ネットシステムの現状 | ----- 1 |
| (2) 住基ネットを県事務に利用するに当たっての選定基準 | ----- 2 |
| (3) 住基ネットの県事務利用による効果 | ----- 3 |
| (4) 都道府県別の住基ネット利用状況 | ----- 4 |
| (5) 法律別の住基ネット利用件数 | ----- 5 |
| (6) 住基ネットを県事務利用する際の技術面・
運用面の安全対策について | ----- 6 |

長野県における住基ネットシステムの現状



住基ネットを利用する法律・事務の選定について

法律名（事務数）	住基ネット 利用可能 見込件数 （注1）	利用している 都道府県数 （注2） （ ）内は利用 県数の多い順	担当課 の利用 希望	利用する 端末の場所		利用 開始 年度	備 考
				県庁	合庁他		
1 旅券法（5事務）	60,000	46（ 1 ）	○	○	○	20年度	・利用見込み件数が多い ・本県以外の全都道府県で利用済
2 恩給法（1事務）	3,400	43（ 2 ）	○	○		19年度	
3 建設業法（1事務）	2,800	28（ 8 ）	○	○	○		・平成21年度以降に利用
4 原子爆弾被爆者援護法 （7事務）	2,280	27（ 10 ）	○	○		19年度	
5 電気工事士法（1事務）	790	32（ 4 ）	○	○		19年度	
6 特別児童扶養手当支給法 （3事務）	770	6（ 22 ）	○	○	○		・平成21年度以降に利用
7 児童扶養手当法（1事務）	400	7（ 21 ）	○	○	○		・平成21年度以降に利用
8 宅地建物取引業法（2事務）	390	31（ 5 ）	○	○		19年度	
9 電気工事業法（1事務）	230	19（ 16 ）	○	○	○		・平成21年度以降に利用
10 消防法（4事務）	160	43（ 2 ）	○	○		19年度	
11 特定非営利活動促進法 （1事務）	100	14（ 18 ）	○		○		
12 建設リサイクル法（1事務）	50	21（ 12 ）	○	○			
13 貸金業規制法（1事務）	45	5（ 26 ）	○	○	○		
14 浄化槽法（1事務）	12	23（ 11 ）	○	○			
15 旅行業法（1事務）	5	28（ 8 ）	○	○			
16 家畜商法（2事務）	5	29（ 6 ）	○	○	○		
17 不動産鑑定評価法（2事務）	4	17（ 17 ）	○	○			
18 通訳案内士法（1事務）	3	29（ 6 ）	○	○			
19 大規模小売店舗立地法 （1事務）	2	20（ 14 ）	○	○			
20 林業種苗法（1事務）	0	8（ 20 ）	○	○			
21 森林法（6事務）	0	6（ 22 ）	○	○			
22 公営住宅法（2事務）	0	4（ 28 ）	×				
23 建築士法（4事務）	0	5（ 26 ）	×				
24 火薬類取締法（1事務）	0	6（ 22 ）	×				
25 建築基準法（1事務）	0	3（ 31 ）	×				
26 計量法（4事務）	0	4（ 28 ）	×				
27 フロン回収・破壊法 （3事務）	0	20（ 14 ）	×				
28 職業能力開発促進法 （3事務）	0	21（ 12 ）	×				
29 液化石油ガス法（1事務）	0	13（ 19 ）	×				
30 高齢者居住法（2事務）	0	4（ 28 ）	×				
31 公害健康被害補償等法 （2事務）	0	6（ 22 ）	×				
32 労働金庫法（1事務）	0	0（ 32 ）	×				

（注1）「住基ネット利用可能見込件数」は、該当事務の平成17年度、18年度の実績から、一年間に住基ネットを利用できると見込まれる件数

（注2）「利用している都道府県数」は平成19年5月現在。長野県調べ

住基ネットの県事務利用による効果

1 平成19年度に利用を開始する法律名等

(単位:千円)

法律名 (事務名)	住基ネット利用 可能見込数	効果 (年間)				端末利用 場所		他県 利用 状況
		県		県 民		県庁	現地	
		内容	金額	内容	金額			
恩給法 (年金である恩給の給付事務: 1事務)	3,400 件	郵送による受給権 調査の省略 (印刷料、郵送料 の節減)	170	郵送による受給権 調査回答の省略 (郵送料の節減、市 町村長の証明の省 略(役場へ行く手間 も不要))	43	○		43県
	850人×4回	失権者への過払い の防止 (H18:13件発生)	1					
原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律 (原爆被爆者への各種手当等 の支給事務等:7事務)	2,280 件	失権者への過払い の防止 (H17:1件発生)	1	死亡に係る被害者 の会からの電話報 告の省略		○		27県
	190人×12回			転居時報告の住民 票添付省略	3			
電気工事士法 (電気工事士免状の交付事務: 1事務)	790 件			住民票添付省略 (手数料の節減、交 付申請の手間省 略)	237	○		32県
宅地建物取引業法 (宅地建物取引業の免許交付 事務等:2事務)	390 件			同上	117	○		31県
消防法 (危険物取扱者免状の交付事 務等:2事務)	160 件			同上	48	○		43県
小計 ①	7,020 件		172		448			

2 平成20年度に利用開始予定の法律名等

(単位:千円)

法律名 (事務名)	住基ネット利用 可能見込数	効果 (年間)				端末利用 場所		他県 利用 状況
		県		県 民		県庁	現地	
		内容	金額	内容	金額			
旅券法 (一般旅券の発給事務等:5事 務)	60,000 件			住民票添付省略 (手数料の節減、交 付申請の手間省 略)	18,000	○	○	46県
小計 ②	60,000 件		0		18,000			
合計 ①+②	67,020 件		172		18,448			

都道府県別の住基ネット利用状況 (平成19年5月31日現在 長野県調べ)

＜表の見方＞

・表中の数字は利用開始年月を表す。・○印は事務利用しているが開始年月を公表していない(不明の場合を含む。)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	計		
	旅券法	恩給法	建設業法	原子爆弾被害者援護法	電気工事法	特別児童扶養手当支給法	児童扶養手当法	宅地建物取引業法	電気工業法	消防法	特定非営利活動促進法	建設リサイクル法	貸金業規制法	浄化槽法	旅行業法	家畜商法	不動産鑑定評価法	通関内士法	大規模小売店舗立地法	林業種苗法	森林法	公営住宅法	建築士法	火薬取締法	建築基準法	計量法	フロン回収破壊法	職業能力開発促進法	液化石油ガス適正化法	高齢者居住安定確保法	公営健康被害補償に関する法律	労働金庫法			
都道府県1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
都道府県2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
都道府県3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	
都道府県4	15.4	15.4	14.8	○	15.4	14.8	14.8	14.8	15.4	15.2	○	○	○	15.4	14.8	15.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	
都道府県5	14	14	14	18	14	○	○	14	○	14	18	○	○	14	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	
都道府県6	14.8	15.6	14.8	19.2	16.4	○	○	14.12	16.4	15.4	○	○	○	14.11	14.11	16.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	
都道府県7	14.8	16.4	14.10	○	18.4	○	19.4	○	○	18.4	15.1	19.4	15.4	○	○	○	19.4	15.1	17.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	
都道府県8	14.8	14.9	14.9	○	18.4	○	○	14.9	18.4	15.4	○	○	○	14.9	14.9	15.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	
都道府県9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
都道府県10	15.4	15.2	14.12	18.9	16.7	○	○	14.11	○	15.10	○	16.11	○	14.12	14.11	○	18.8	14.11	15.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	
都道府県11	15.4	16.9	16.4	19.2	16.4	○	○	16.4	16.4	18.4	○	○	○	16.4	16.4	○	17.10	18.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	
都道府県12	15.4	15.6	15.4	○	17.8	○	○	15.5	17.8	15.4	○	○	○	15.4	15.4	○	17.8	15.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	
都道府県13	15.4	15.4	14.12	○	15.7	○	○	14.12	○	17.4	○	15.8	○	14.12	14.11	15.7	○	14.11	17.4	15.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	
都道府県14	15.4	14.10	15.4	18.10	○	○	○	14.10	○	14.10	18.3	15.4	○	15.4	18.5	16.6	○	18.5	15.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	
都道府県15	15.4	15.6	16.2	16.4	16.11	○	○	16.2	○	17.4	○	○	○	16.2	15.4	19.4	○	19.2	16.11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	
都道府県16	15.4	15.3	17.4	17.7	15.9	15.9	15.9	17.4	15.9	17.8	○	○	○	17.4	17.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	
都道府県17	14.8	15.3	14.8	16.11	15.8	○	○	14.9	16.8	15.8	○	○	○	14.9	○	○	17.6	18.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	
都道府県18	15.4	15.4	○	16.6	○	○	○	14.8	○	18.2	17.11	○	16.6	○	14.8	○	○	14.8	16.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
都道府県19	14.8	15.6	16.5	19.3	○	○	○	○	○	15.8	○	16.5	○	16.5	○	19.1	○	○	18.2	17.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
都道府県20	14.8	17.11	○	15.7	15.9	○	○	15.1	15.9	15.9	18.4	○	○	○	14.9	16.3	○	14.9	18.11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
都道府県21	15.4	○	15.8	19.1	15.12	○	○	16.3	15.12	17.7	○	15.8	○	○	○	16.7	17.4	○	15.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
都道府県22	15.4	15.4	14.10	18.9	○	○	○	14.10	○	14.10	○	17.4	○	14.10	15.4	○	○	19.3	15.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
都道府県23	15.4	15.4	○	○	○	○	○	15.4	○	15.4	18.4	○	○	○	15.4	16.9	17.9	○	16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
都道府県24	14.8	15.11	14.8	15.6	15.7	○	○	○	15.7	15.4	○	17.5	○	15.1	14.8	○	○	○	14.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
都道府県25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
都道府県26	15.4	16.2	15.5	○	16.10	○	○	15.7	○	15.4	○	16.4	○	18.4	18.5	○	○	18.4	18.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
都道府県27	14.9	15.4	14.9	○	○	○	○	14.12	○	17.4	○	16.4	○	14.12	14.12	15.4	○	14.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
都道府県28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
都道府県29	15	15	15	○	15	○	○	15	○	15	15	○	○	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
都道府県30	15.4	14.9	14.9	○	15.7	○	○	14.9	○	17.4	○	○	○	○	○	15.7	○	14.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
都道府県31	15.4	14.10	○	16.7	○	○	○	15.4	○	15.4	○	○	○	○	○	15.8	○	18.5	17.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
都道府県32	15.4	18.8	○	15.4	17.9	○	○	15.4	18.6	14.11	○	○	○	○	○	15.3	17.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
都道府県33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
都道府県34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
都道府県35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
都道府県36	15.4	15.4	○	19.1	15.4	○	○	15.4	○	15.4	○	○	○	○	○	15.4	○	○	15.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
都道府県37	15.3	15.11	○	○	○	○	○	○	○	15.4	○	○	○	○	○	○	18.6	○	○	16.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
都道府県38	15	16	○	○	○	○	○	○	16	17.7	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
都道府県39	14.8	15.1	○	○	15.10	○	○	○	15.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
都道府県40	15.4	15.4	○	○	○	○	○	○	○	15.4	○	○	○	○	○	15.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
都道府県41	15.4	14.11	○	17.2	○	○	○	○	○	15.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
都道府県42	15.4	16.2	○	18.11	16.11	○	○	○	○	○	18.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
都道府県43	15.4	14.11	○	18.7	17.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
都道府県44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
都道府県45	15.4	17.3	○	17.4	○	○	○	○	○	16.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
都道府県46	15.4	○	○	19.1	○	○	○	18.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
計	46	43	28	27	32	6	7	31	19	43	14	21	5	23	28	29	17	29	20	8	6	4	5	6	3	4	20	21	13	4	6	0	568		

法律別の住基ネット利用件数

(H19. 5. 31現在。長野県調べ)

法律名	利用状況			備考
	利用団体数	平均利用件数 (件)		
		平成17年度	平成18年度	
1 旅券法	46	62,742	74,785	長野県利用予定
2 恩給法	43	2,521	4,108	長野県利用予定
3 建設業法	28	275	422	
4 原子爆弾被爆者援護法	27	114	1,821	長野県利用予定
5 電気工事士法	32	335	524	長野県利用予定
6 特別児童扶養手当支給法	6	761	480	
7 児童扶養手当法	7	68	114	
8 宅地建物取引業法	31	199	169	長野県利用予定
9 電気工事業法	19	41	53	
10 消防法	43	18	20	長野県利用予定
11 特定非営利活動促進法	14	6	126	
12 建設リサイクル法	21	4	12	
13 貸金業規制法	5	0	3	
14 浄化槽法	23	8	6	
15 旅行業法	28	2	2	
16 家畜商法	29	10	13	
17 不動産鑑定評価法	17	8	3	
18 通訳案内士法	29	1	14	
19 大規模小売店舗立地法	20	16	10	
20 林業種苗法	8	1	1	
21 森林法	6	0	0	
22 公営住宅法	4	0	0	
23 建築士法	5	0	3	
24 火薬類取締法	6	1	0	
25 建築基準法	3	0	0	
26 計量法	4	1	0	
27 フロン回収・破壊法	20	5	19	
28 職業能力開発促進法	21	12	13	
29 液化石油ガス法	13	27	12	
30 高齢者居住法	4	0	0	
31 公害健康被害補償等法	6	182	237	
32 労働金庫法	0	0	0	

住基ネットを県事務に利用する際の技術面での安全対策について

番号	審議会での指摘事項 (平成16年度当時)	16年度当時の県の対応案 (審議会了承済み)	今回県事務に利用するに 当たっての対応案
1	住基ネット以外の県事務ネットワークとも論理的に完全に分離した独立した回線を利用すること。	インターネットに接続する行政情報ネットワークとは論理的に分離された基幹LANを利用する。	インターネットに接続する行政情報ネットワークとは論理的に分離された基幹LANを利用する。
2	業務端末間の送受信データは暗号化すること。	暗号化ソフトを導入し、通信を暗号化する。	住基ネットシステムの機能向上により暗号化機能が追加されている。
3	LAN上の他のコンピュータから他の端末へのアクセスを制限すること。	ステルス化ソフトを導入し、アクセスを制限する。	住基ネットシステムのウイルス対策ソフトの機能向上によりアクセスは制限されている。
4	セキュリティ対策を迅速かつ確実に適用、反映させるためのソフトウェアを一元管理すること。	業務端末運用支援ソフトを導入し、セキュリティパッチ等を業務端末に自動配信・適用する。	(財) 地方自治情報センターから示される手順に基づき、適時・確実に、事務利用責任者がセキュリティパッチ等を適用することで可能である。
5	操作者個人専用のICカードを用意すること。	操作者ごとにICカードを用意する。	操作者ごとにICカードを用意する。
6	利用者自らがICカードのパスワードを設定、変更すること。	(システムの機能上、パスワード変更はサーバでしか行えないため、次善策として) セキュリティ管理者がICカードのパスワードを設定、変更し、操作者に個別に通知し、当該二人のみが知り得る運用とする。	住基ネットシステムの機能強化により、操作者自らがICカードのパスワードを設定、変更できる。
7	なりすまし防止対策強化のため生体認証システムを導入すること。	指紋認証システムを導入する。	指紋認証システムを導入する。
8	ファイアウォールログ、業務端末の操作履歴等を記録し、解析すること。	既に実施済み。	実施済み。

住基ネットを県事務に利用する際の運用面での安全対策について

番号	審議会での指摘事項 (平成 16 年度当時)	平成 16 年度当時の県の対応案 (審議会了承済み)	今回県事務に利用するに 当たっての対応案
1	業務（事務）別に住基ネットの利用に関する要領を新たに定めること。	要領を提示し、その内容は了承された。	平成 16 年当時の要領（旅券用）に加え、県庁端末利用事務の要領も新たに制定する。
2	業務の都度、事務利用責任者が操作者用 I C カードを利用者に貸与し、業務終了時に回収する。 事務利用責任者は I C カード使用簿で、貸与と回収を管理する。	上記要領に手続を定めた。	県庁端末利用事務用の要領の中にも手続を定める。
3	端末操作者は操作の都度、台帳（端末使用管理簿）に利用日時、利用者、検索件数等を記録する。	同 上	同 上
4	事務利用責任者は、住民からの申請書と使用管理簿を突合して、業務外検索の有無を確認する。	同 上	同 上
5	事務利用責任者は、システムログの本人確認情報提供件数と使用管理簿を突合して業務外検索の有無を確認する。	同 上	同 上
6	審議会委員による安全性確認・監査結果を報告する。	<p>◎利用開始前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合庁への端末設置に当たって、セキュリティ責任者の設置許可 ・施錠等盗難防止措置 ・ディスプレイは、来庁者から見えない場所に設置 <p>等、設置場所の状況を審議会委員が監査し、事務利用管理者（国際課長）に報告</p> <p>◎随時監査</p> <p>上記要領に基づき適正に運用されているか審議会委員が随時監査する。</p>	<p>◎利用開始時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁内端末について、利用開始前に設置場所の状況を委員が監査する。 ・合庁への端末設置時は、平成 16 年当時と同様の監査をする。 <p>◎随時監査</p> <p>上記要領に基づき、県庁、合庁とも適正に運用されているか審議会委員が随時監査する。</p>